

社会福祉法人鷹山会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鷹山会（以下「当法人」という）定款第8条および21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 当法人は、役員等が第3条の業務を行う場合、その業務執行の対価として報酬等を支払うことができる。

(報酬等の支給額)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け、下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬を支給する。

(1) 理事及び監事が監査及び理事会・評議員会に出席した場合

日額 5,000円

(2) 評議員が評議員会に出席した場合

日額 5,000円

2、当法人の職員を兼務する役員は、報酬を支給しない。

3、第1項の日額は、所得税を含まない額とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、第3条に定める会議等に出席の都度、所得税を源泉徴収して現金で支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則 この規則は、令和元年12月5日から施行する。
この改正は、令和6年1月20日から施行する。